

富里市公共工事に要する経費の中間前金払取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、市長が契約を締結する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項の規定による中間前金払を行う場合の取扱いについて、富里市財務規則（昭和63年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の適用基準等)

第2条 公共工事（以下「工事」という。）の中間前金払は、1件の契約金額が500万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）とする。ただし、部分払の対象となる工事を除く。

2 中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に行うものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 当初の前払金が支出済みであること。

3 中間前払金は、契約金額の10分の2に相当する額の範囲内で支払うことができる。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約において、第2項第4号の支出が各会計年度の出来高予定額に対して行われている場合、第2項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えて、第2項の規定を準用するものとする。

5 継続費等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事の金額に対してすることができる。

6 繰越明許費の翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

(中間前金払の認定請求等)

第3条 中間前払金の支払いを受けようとする請負者は、中間前金払の認定請求書(別記第1号様式)に、工事履行報告書(別記第2号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定請求書を受理したときは、当該認定請求書の内容を審査し、その結果が妥当と認められる場合は、請負者に認定調書(別記第3号様式)により通知するものとする。

3 前項の認定を受けた請負者が中間前払金の支払いを受けようとするときは、請求書に保証事業会社との中間前払金保証契約の保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。

4 中間前払金の支払時期は、請求を受けた日から14日以内とする。

5 中間前払金の支払いは、申請者が保証事業会社の保証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

(工事の内容の変更に伴う中間前払金の増減)

第4条 工事の内容の変更その他の理由により、著しく契約金額を増額した場合は、増額後の契約金額に第2条第3項に規定する割合を乗じて得た額から支払済の中間前払金額を差し引いた額に相当する額以内の中間前金払をすることができる。

2 工事の内容の変更その他の理由により、契約金額を減額した場合には、支払済の前払金額と中間前払金額が減額後の契約金額の10分の6を超えるときは、当該超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、この限りではない。

(中間前払金を充当することができる経費)

第5条 中間前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に充当することができる。

(義務違反等による中間前払金の返還)

第6条 中間前払金の支払いを受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 中間前払金を前項に規定する経費以外の経費に充当したとき。

(2) 当該工事の契約が解除されたとき。

(3) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合において、必要と認めるときは、相当額の利息を付すことができる。

(補則)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市長がその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

認 定 請 求 書

年 月 日

富里市長

様

請負者 住所
氏名

印

下記の工事について中間前払金の支払いを請求したいので、要件を具備していることを認定されたく申請します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契約金額	
摘 要	

※添付書類 工事履行報告書（第2号様式）

第 2 号様式（第 3 条関係）

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工事場所			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
契約金額			
日 付			
月 別	予定工程(%) () は工程変更後	実施工程(%) () は予定工程との差	備 考
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
年 月		差 ()	
(その他記載事項)			

監督員

現場 代理人	主任(監 理)技 術 者

- 注) 1 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
- 2 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

第3号様式（第3条関係）

認 定 調 書

富 第 号
年 月 日

請負者 氏名 様

富里市長 印

下記の工事について進捗状況を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契約金額	円
摘 要	